

VIII 障害のある子供の就学事務に関する Q&A



＜就学相談に関すること＞

Q1

本人・保護者との就学相談を開始するにあたり、気を付けておくことはありますか。

A：保護者は、子供の就学について大きな不安を抱えて相談に参加します。市町村等の教育委員会が自分の子供の話を受け入れようとする姿勢が見られなければ、心を開いて相談することはできません。就学相談を開始するにあたっては、障害の程度に関係なく「地域で育つ子」という姿勢で、まず保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に寄り添うことが重要です。

そして、保護者と一緒に子供の得意なところを伸ばし、苦手なところを少なくするためにこれからどのような教育を行うのか、学校卒業時にどのような姿をめざすのかなど、成長を支えるパートナーという姿勢で共感的理解に努める必要があります。この姿勢は学校の教職員も同様です。教育委員会と学校の姿勢や説明内容に違いがあると保護者の不安は増し、学校への信頼を失う可能性があることに留意することが必要です。

また、今後の就学相談や手続き等の流れについて説明し、保護者が就学までの見通しをもつことができるようにすることが必要です。

Q2

就学先決定について保護者と合意形成に至らない場合は、どうすればよいでしょうか。

A：合意形成を図るためには、保護者の不安や疑問を丁寧に聞き取ること、そして、学校卒業後の生活に向けて、課題だけではなく、子供の強みを意識していただくことが大切です。そうすることで、今伸ばす必要がある力について整理し、就学後も子供の成長に応じて柔軟に「学びの場」や教育課程を変更することが可能です。また、毎年、適切な就学先について考えていくことができることを説明したりすることで、保護者に長期的な視点をもって子供の成長について考えるよう促すことも大切です。

なお、困難事例については、必要に応じて県教育委員会が設置している高知県障害者教育支援委員会で検討し助言を行うことも可能です。県教育委員会事務局特別支援教育課にご相談ください。

Q3

保護者から就学先での具体的支援や配慮について、すぐに対応できないような要望があった場合、どのように伝えるとよいでしょうか？

A：「障害者の権利に関する条約」では、合理的配慮の不提供は、障害を理由とする差別に含まれるとされ、いわゆる「障害者差別解消法」では合理的配慮の提供を国及び地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での合理的配慮については、本人・保護者の要望を受け、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面も勘案しながら必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるのか等について検討し、保護者と合意形成を図った上で決定し提供していく必要があります。

そのため、すぐに対応できない場合でも「できることは何か」「どのような工夫ができるか」とい

ったことを検討し、代替案を保護者に伝えるなどして保護者との合意形成を図っていくことが重要です。

Q 4	障害のある子供の就学先を決定するに当たって、保護者の意向は反映されないのでしょうか。
-----	--

A：学校教育法施行令第18条の2において、障害のある子供の就学先決定に当たって保護者の意見を聴くことが市町村等の教育委員会には義務付けられています。また、障害者基本法第16条第2項においては、保護者の意向尊重について以下のように規定されています。

【障害者基本法第16条第2項】

国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

このように、市町村等の教育委員会には障害のある子供の就学先決定の権限と責任があるので、障害のある子供とその保護者に十分な情報提供を行うとともに、その意向を可能な限り尊重しなければなりません。ただし、この条文では「前項の目的を達成するため」と書かれおり、「前項の目的」である「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことを実現するためには、専門家の意見聴取の重要性も指摘されており、「保護者の意向＝就学先」とは、必ずしもならないことに留意することが必要です。 障害のある子供が十分な教育が受けられるためには、早い段階から市町村等の教育委員会の就学相談を受け、十分な情報を提供してもらうとともに、学校見学などを通してお子さんが十分な教育が受けられるところはどこかについて、市町村等の教育委員会と一緒によく考えていくことが大切です。

Q 5	義務教育のお子さんが他県から年度途中に高知県に転居を予定していますが、引っ越しまで「学校見学」や面談が十分行えません。どのようにすればよいでしょう。
-----	--

A：他県からの転入では、十分に相談ができない場合があります。そのような転学相談に当たっては、まず、両市町村等の教育委員会が十分連絡を取り合い、「学校見学」や面談など、直接に相談ができない状況を補完するように努めることが必要です。

特に、転入先の確認は当然ですが、障害のある子供の障害の種類や程度、発達の状況や学校生活の様子、保護者や本人の希望等を把握した上で新しい学校に転入できるように努めます。

なお、資料等を送付する場合は、必ず、保護者の同意を得てから行います。

Q 6	新学齢児が、3月末に他の市町村に引っ越しをする予定ですが、県立特別支援学校への就学を希望されています。どのように進めていけばよいでしょうか。
-----	--

A：就学先の決定は、住所の存する市町村等の教育委員会が責任をもって行うことが原則です。しかし、転入の日程や転入先の住所が確定している場合などは、転入先の教育委員会で進めることもあります。その場合においても、転居予定があっても転居日が確定していない場合、（例えば年度末など）は、現在の住所で手続きをします。住所が決まっている場合は、現住所の下に新住所を記入しておいてください。まずは、電話で県教育委員会と情報共有をお願いします。

Q 7	知的障害特別支援学校に入学するためには、療育手帳が必要ですか。
-----	---------------------------------

A：就学先決定に関しては、手帳の有無や等級のみで判断することはできません。手帳の有無や等級は、子供の状態を把握する一つの情報と捉えることが重要です。

教育支援委員会では、子供の教育的ニーズの質や量について様々な情報を収集し、子供の力を伸ばすために必要な適切な指導及び必要な支援について検討を行い、地域の状況等を踏まえて、現時点で最も適当な「学びの場」を判断することが重要です。

※ 障害者手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）は、障害の種類や程度に応じて様々な福祉サービスや支援措置を受けられるようにするために取得するものです。手帳の取得までは1～2ヶ月ほどかかります。（詳しくは、各市町村の福祉担当窓口にご相談ください）

Q 8	特別支援学校の寄宿舎は希望すれば誰でも、入舎できますか。
-----	------------------------------

A：寄宿舎は遠隔地や交通の不便さなどのために通学が困難な児童生徒のために設置されており、誰でも入舎できるものではありません。特に、「家庭での養育が困難なため」などの理由で入舎することはできません。

各学校において、入舎願いを出し、校長が入舎を許可します。

Q 9	LD・ADHD・自閉症等の診断があれば、特別支援学級の対象となるのでしょうか。
-----	---

A：診断の有無だけでは入級の条件を満たすわけではありません。

基本的には、通常の学級における合理的配慮で対応することが重要です。また、LD・ADHDについては、対象となる障害種の特別支援学級はないことから、特別な指導が必要な場合は、通級による指導での対応を検討することになります。診断があっても一人一人の実態は異なることから、連続した学びの場を用意し、適切な学びの場での対応が必要です。

Q 10	重複障害の子供の就学相談は、どのように進めればいいでしょうか。
------	---------------------------------

A：重複障害のある子供の就学相談は、まず、重複する各障害の程度や主たる障害が何であるかを十分に把握することが重要です。特に知的障害があると判断された場合、他の障害種の教育課程では、子供のニーズに十分対応することができません。知的障害を併せ有する子供の教育的ニーズを整理するに当たっては、各教科について、知的障害のある子供のための各教科を取り扱う必要があるかどうかを検討することが最も重要です。知的障害のある子供のための各教科の各段階における目標及び内容を取り扱う者に対しては、知的障害への教育的対応を基本とする検討が必要となります。その際、保護者には、教育課程の違いを十分説明し、理解を得ることが必要です。

また、必要に応じて、保護者の同意を得たうえで、それぞれの専門医の診断を受けることや、現在通園している関係機関等から参考となる情報を得ることも大切です。

そして、市町村等の教育支援委員会においては、それぞれの障害に関係する委員（特別支援学校の委員も含めて）参画を求め、専門的に複数の視点から慎重に進めていく必要があります。

Q11

医療的ケアの必要な児童生徒は、どこの特別支援学校でも受け入れ可能ですか。

A：県立特別支援学校では、学校へ通学して教育を受けることが可能な児童生徒は全日対応を原則としており、必要な医療的ケアについては、医療的ケア看護職員が対応します。（通学が困難な場合は、訪問教育の対象となり、日常的な医療的ケアは、原則保護者が行います。）

県立特別支援学校14校のうち、医療機関に併設している2校（高知若草特別支援学校土佐希望の家分校、高知江の口特別支援学校国立高知病院分校）については、医療機関と連携した緊急時の対応も可能であり、より安心、安全に教育を受けることができます。

なお、医療機関に併設していない特別支援学校においては、安全性の確保から次の要件を満たすこととしています。

- ①保護者から申し出がある場合で、主治医の同意があること。
- ②当該特別支援学校の教育課程を履修できること。
- ③緊急時の医療機関が定められ、対応が可能であること。
- ④自宅等からの通学生であり、緊急時に保護者と確実に連絡がとれること。

Q12

医療的ケアの必要な児童生徒の就学に関して、どのようなことに気をつけたらよいですか。また、県立特別支援学校の医療的ケアの手続きの流れについて教えてください。

A：令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮するというのが、基本理念に示されています。

医療的ケア児の学びの場の検討については、児童生徒等の安全の確保が保障されていることを前提に、市町村教育委員会が総合的に就学先を決定しますが、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが求められています。特別支援教育課ホームページに学校における医療的ケアのリーフレットを掲載していますので、保護者への説明時にご活用ください。

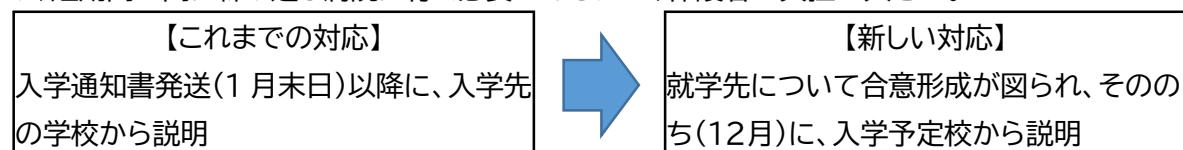
地域の小中学校や特別支援学校へ入学を希望されている幼児児童生徒がいる場合は、安心安全な学習環境を整えるために、施設面や看護師の配置などを検討する必要があります。そのため、市町村教育委員会は、年中からの学校見学など、早期からの就学に関する事前の相談・支援を行い、学びの場を丁寧に検討することが望まれます。県立特別支援学校を検討する場合は、検討段階から早期に県教育委員会への情報提供をお願いします。

また、県立特別支援学校への就学について保護者と合意形成した後、保護者負担軽減の観点から、医療的ケアに関する手続きの準備期間を12月に早めることができます。準備期間を早める場合の手続きの流れは次ページ（P123）を参照ください。

なお、医療的ケア全般に関しては、「県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」を参照してください。

医療的ケア児の就学までの流れ(事務手続)について(義務教育段階)

○医療的ケアの実施に必要な書類の準備について、主治医の意見書や指示書の作成が必要であり、短期間の間に繰り返し病院に行く必要があるため、保護者の負担が大きい。



○意見書や指示書の作成、準備の時間を確保することで、事務手続を円滑に進めることができる。

【医療的ケア児の就学までの流れについて】

- ① 市町村教育委員会が、保護者と就学先について合意形成を図る。その際、市町村教育委員会は医療的ケア実施に必要な手続き(※1)について、保護者に説明し、連絡先を県教育委員会及び入学予定校に伝え、入学予定校から保護者に連絡することについて許諾を得る。
- ② 市町村教育委員会は、①を県教育委員会に報告し、県は、入学予定校に報告する。
- ③ 入学予定校は、保護者へ手続きの詳細(※2)について連絡(電話・文書)
- ④ 市町村教育委員会が該当者調書を県に提出(12月末日締め切り)

(※1)医療的ケアの実施手続きについて

・医療的ケアの実施手続きについて、円滑に事務手続きを進めるために、入学予定校より、実施手続きの流れなどについて連絡があります。

学校における医療的ケアの実施に向けては、以下の書類の準備が必要になります。

- ① 保護者の方に書いていただく『医療的ケア実施申請書』
- ② 医療機関で主治医に書いていただく『意見書』

①②の書類をもとに、医療的ケアの実施の可否について確認し、入学予定校で実施可能な医療的ケアについては、改めて医療機関で主治医に具体的な医療的ケアの実施について書いていただく③『指示書』が必要になります。

※医療機関によって、費用が発生する場合があります。

・主治医の『意見書』や、『指示書』については、書類作成に時間を要することが考えられますので、できるだけ早くから書類作成の準備をお願いできるよう、ご協力をお願いいたします。

(※2)医療的ケア実施手続きの流れ

時期	提出先(誰が→誰に)	内 容
12月	市町村→保護者	特別支援学校入学について合意形成 医療的ケアの実施手続きについて概要の説明
12～1月上旬	入学予定校→保護者	医療的ケアについて手続きの説明 医療的ケアの実施に関する書類の発送
1月下旬	県→保護者	入学通知書の発送
2月上旬	保護者→入学先学校	医療的ケア実施申請書、主治医の意見書の提出(※3)
	入学先学校→保護者	医療的ケア実施内諾書、指示書の送付(医療的ケアが実施可能な場合)
3月下旬	保護者→入学先学校	主治医による指示書の提出
	入学先学校→保護者	医療的ケア実施承諾書の送付

(※3)準備した『医療的ケア実施申請書』と『意見書』の提出は、入学通知書の受取後になります。

《就学後の転学等の変更に関すること》

Q13	就学後の柔軟な学びの場の見直しや変更とは、どのようなことですか。
-----	----------------------------------

A：子供の学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）については、就学時点での決定を固定的に捉えるのではなく、それぞれの場において「子供の能力や特性に応じた指導・支援など適切な教育が行われ、子供が十分に自分の能力を発揮しながら学習や学校生活をしているか。」「学習意欲が低下したり、自己肯定感を下げたり、学校生活になじめていなかったりしていないか。また、そのことが要因で不適応状態になっていないか。」といった視点で、子供の就学後の学習や生活の適応状況等を確認し、必要に応じて子供に最も適切な学びの場を柔軟に見直していくことが大切です。

ただし、教育環境が大きく変わることは、子供にとって負担が大きく、学習の積み上げや友人関係が崩れる可能性があり、学びの場の変更が子供の不適応状況等の要因になりうることなどを考えると、安易な学びの場の変更は望ましくありません。そのため、就学時に市町村等の教育委員会が行う学びの場の決定は、とても重要です。

Q14	就学後の柔軟な学びの場の変更は、年度途中で可能ですか。
-----	-----------------------------

A：Q14に示すように、子供の学びの場の見直しや変更を行い、教育環境を大きく変えることは、子供にとって様々な負担を生じます。しかも年度途中で学びの場を変更することは、その負担をさらに大きなものにします。

また、教育課程は年間を通じて作成されており、学級編制や教員の配置も年間を通じて行われています。そのため、年度途中で学びの場を変える場合、教育課程や学級編制の変更や追加等の受け入れ体制を整える必要があり、場合によっては体制の整備が非常に困難なことがあります。年度途中に変更の必要がないよう、個別の教育支援計画等をもとに、見通しを持って年度当初に学びの場を決定するという視点も大切となります。

このようなことから、以下に示すような特別な理由がある場合を除いて、柔軟な学びの場の変更は年度単位で行うことが原則といえます。

【特別な理由の例】

①障害の状態の変化（悪化・回復など）や教育内容の変化等がある場合

- ・病気（発症・悪化など）事故などで障害が生じた場合
- ・治療等により障害の状態が改善した場合

②基礎的環境の変化等がある場合

- ・施設入所、転居などにより学校を変える必要がある場合

③その他特別な事由があると教育委員会が判断した場合

※いずれの場合も本人・保護者、学校、教育委員会等で丁寧に説明や協議を行い、慎重に総合的な判断を行う必要がある。

Q15

県立特別支援学校高等部間及び高等学校間で、年度途中の転学はできますか。

A：原則、特別支援学校高等部及び高等学校間の転学については、特別な理由がある場合を除き基本的にはできません。（一度退学して次年度受検）

※特別な理由：転居や病状の変化等がある場合、そのことにより教育機会が保障されなくなる事を避けるため、学校長間で協議のうえ、受け入れ側となる学校が可能な場合には許可されることがあります。

【転校手続きについて】

- ・義務教育でないことから、市町村の住民基本台帳と連携させた学齢簿のような制度は設けられていませんので、校長に入学許可の決定権限が与えられており、「転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる」（学校則第19条）。となっています。
- ・転校のための連絡や手続きは学校間で行われますが、特別支援学校への転入学の場合は、22条の3に該当していることが原則であり、必要に応じて高知県障害者教育支援委員会の専門委員の審議判定をいただくようになっています。

Q16

病気により入院することになりました。義務教育段階、高等学校段階では、それぞれどのような教育対応がありますか。

A：病気等により入院している場合には、病院内において実施可能な教育対応を検討していきます。ただし、入院中は治療が優先されるため、教育を行うためには、主治医の許可が必要となります。

- ① 在籍校による指導・支援を継続して受ける（義務、高等学校）
 - ・ ICT 機器を活用した遠隔授業（同時双方向、オンデマンド）（参考資料8・9 p162～参照）
 - ・ 在籍校教員、学習支援員等による訪問支援、課題学習等
- ② 病院に併設している特別支援学校、特別支援学級に転学する（義務）
 - ・ 高知医療センター → 院内学級（高知市立三里小・中学校）
 - ・ 幡多けんみん病院 → 院内学級（宿毛市立山奈小学校、東中学校）
 - ・ 国立高知病院 → 高知江の口特別支援学校国立高知病院分校
 - ・ 高知大学医学部附属病院 → 高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校
- ③ 特別支援学校の教員を派遣して行われる訪問教育（特別支援学校への転学）を受ける（義務）
 - ・ 1回2時間、週3回の範囲内で訪問授業を実施することができます。ただし、病状や、受け入れられる学校及び病院の状況により、実施できない場合があります。